

## 第1部

## e-Japanにおける電子自治体の実現

全国地域情報化推進会議  
～情報化フェスタin大分～  
での基調講演から

社団法人行政情報  
システム研究所  
理事長  
百崎 英氏



ご紹介にあずかりました、行政情報システム研究所の理事長の百崎でございます。本日は経済産業省、大分県の共催によります情報化フェスタ2002 in 大分におきましてお話しする機会を得まして、大変光栄に存じております。

文字通り21世紀初頭の2001年1月に、e-Japan戦略というIT国家戦略が定められ、また同じ年の3月に、これをブレークダウンしたe-Japan重点計画というものが策定されまして、いよいよ来年度2003年度にはわが国に電子政府が誕生する予定になっております。今年はその準備の総仕上げの年にあたりますし、地方公共団体につきましても、2005年度までには全国各地に電子自治体を誕生させることになっており、それに向けた基盤づくりが本格化していくと考えております。

そういう状況の中で今日は「e-Japanにおける電子自治体の実現」というテーマで、政府の取り組みの現状と、今後の課題ということを中心にお話させていただきます。

ここで、電子自治体実現の意義について、若干私見を述べさせていただきます。大きく言って3つほどの意義があると考えています。

その1つ目は、行政改革が推進されるということ。それは電子自治体の実現にあたって、その前提として、あるいはこれと平行して、これまでの行政システム、役所の仕事のやり方、手順等、いろいろな面の見直しを行った上で行政のIT化を進めると、その電子自治体の実現された暁にはおのずからこれま

でのシステムが大きく変革されていることになるはず。それは、行政改革が実現されるということに他ならないわけです。いわば行政改革を最もスムーズなカタチで実現する重要な手段だと考えてもよろしい。民間の経営改革に関して、よく「ビジネス・プロセス・リエンジニアリング」ということが言われますが、まさにその行政版だということです。

そして、その見直しにあたって忘れてはならないことは、行政サービスの顧客としての国民・住民の立場での見直しが必要だということです。これまでの役所の行政システムは、古くから役所の論理で出来上がったものばかりです。よく私もは役所の窓口を駆けずり廻らされるということがありますが、あれは役所の仕組みが立て割りになっていて、その間の連携がうまく図られていないということによるわけです。国民・住民が役所の窓口を駆けずり廻るのではなくて、役所が情報をあちこちに動かしてくれて、同じ窓口でじっとしていればすべて用が足りる。そうすべきだというのが、よく言われる「ワンストップサービス」の基本的なコンセプトだと思います。

また役所の勤務時間によってサービスを受ける時間が制約されることがありますが、ITを使えばそういう必要は全くないわけです。24時間365日、国民・住民はいつでも自分の好きな時間に行政サービスを受けられるようにすべきではないかというのが、「ノンストップサービス」の基本的な考え方です。

もう1つ挙げますと、私もは、住民票やパスポートは自分の住んでいる市町村や都道府県でしか申請入手できない。いわゆる「居住地申請主義」が今の行政の建前になっていますが、このようなサービスは全国どこにいてもどこからでも受けられるようにすべきではないかというのが、「マルチアクセスサービス」の基本的なコンセプトでございます。こういったサービスを実現するということになりますと、関係行政機関の書証事務権限、管轄区域のあり方、

仕事のやり方や手順、そういった点の全面的な見直しが必要になるわけですし、こういうサービスが実現される暁には、おのずからそういったシステムが変革をされていることになるわけです。

2つ目の電子自治体実現の意義は、国民・住民へのサービスが飛躍的に向上されるということです。ITを活用することによって、居ながらにして、いろいろな高度な行政サービスを受けることができるわけです。先程「ワンストップサービス」、「ノンストップサービス」、「マルチアクセスサービス」などのサービスをそれぞれ別個独立のサービス形態のようにお話ししましたが、いやしくも電子自治体を名乗る以上、こういった3つのサービス形態を合体したサービス、つまり「ワンストップ」兼「ノンストップ」兼「マルチアクセスサービス」、これを究極のサービス目標に据えて、電子自治体の実現に取り組んでほしいということを強くお願いしておきます。具体的に申し上げますと、住民の皆様方は自分の居住地に関わらず、最も都合の良い行政機関を相手にして（これがマルチアクセスサービス）、しかもその行政機関の窓口1カ所ですべての用が足りる（いわゆるワンストップサービス）、そういうサービスを24時間365日、自分の都合の良い時間に受けることができる（ノンストップサービス）、そういうことになるわけでございます。

3つ目の意義は、国や自治体が率先して行政のIT化を進めると、その影響はもちろん全国に及ぶわけですし、国全体の高度情報化に向けた先導的な役割をいろいろな面で果たすことになるということです。

その1つは、全国津々浦々にわたって、一般国民の情報リテラシーの向上につながっていくだろうと。あるいはまた、各地域における産業、経済の活性化につながるのではないかと。ちなみに最近の政府のIT予算は、大体毎年1兆2,000億円を超える額が計上されております。また地方団体のIT予算も8,000億円を超えるような状況でして、国、地方を併せて2兆円を超える膨大なお金が全国的に、主として情報産業に投入されるわけですが、それが各地域において経済産業の活性化につながっていくことは、申し上げるまでもございません。また、IT分野におけるいろいろな先端的な研究開発の推進につながるということも挙げられるかと思えます。

以上のようなことを念頭に置き、現実はどういう取り組みが行われているかと、まず初めにインフラ整備の現状を眺めてみます。ここに国と地方団体を対比するかたちで、若干のデータを揃えておきました。国と都道府県については相当程度にこのインフラ整備が進んでおりますが、これからの大きな課題は2つあるかと思えます。

その1つは全国3千2百数十ある市区町村のうち、特に数百ほどの小規模な市町村です。ここのパソコン

の配備、あるいは構内LANの構築、あるいはホームページの開設、そういった点にさらに力を入れる必要があるのではないかとということです。もう1つは、わが国におきましては、昨年まで全国の市区町村と都道府県を結び自治体のコンピューターネットワーク、行政ネットワークは皆無に等しいという状態でしたが、1日も早く、この自治体ネットワークを構築する必要があるということです。

そこでこのインフラ整備にかかるプロジェクトの1つが、総合行政ネットワークです。ローカルガバメントのWAN、LGWANの整備です。政府の方針によりますと、この機密性の高い地方公共団体間のネットワークを構築して、これを国のネットワーク、省庁間を結び「霞ヶ関WAN」との接続をすることです。平成13年度までに都道府県と政令指定市、15年度までにすべての市町村に整備をお願いするというのが政府の方針です。現状は昨年10月に初めて、すべての都道府県と政令指定市がネットワークで結ばれて、一部の市町村がこれにつながっております。

そしてこのネットワークは、この4月には霞ヶ関WANと接続し、とりあえず国と地方団体間の電子メールの交換が始まりましたが、7月からはこのネットワークを使って電子文書の交換が行われております。

そこでこのLGWANに関して、昨年3月に、このe-Japan重点計画において非常に重要な方針が決定されました。それは複数の地方公共団体による広域的なシステムを構築するというものです。国としても、LGWAN-ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）という方式を活用した地方公共団体の共同運営システムの整備に向けた環境整備をするということです。今後はいろんなシステムをこのLGWAN-ASP方式で、LGWANのネットワークを使ってソフトウェアを各自自治体が共同利用することができるようになるわけです。

そしてまた、このLGWANに参加するという点に関しまして、回線の使用料とサービス提供装置について、特別地方交付税の措置が講じられました。できるだけ早く全市町村がLGWANに参加していただきたいと、強くお願いしておきます。

2つ目のインフラ整備がらみのプロジェクトが、いわゆる住民基本台帳ネットワークシステムの整備ということで、今年の8月に国の機関、都道府県、市区町村において、本人の氏名、住所、性別、生年月日の4情報と、全国民を対象にした11桁の住民票コードを使った本人確認の作業が始まっております。

現在のところ、このサービスは改正住基法の別表に限定列挙されております93の事務に限られておりますが、総務省ではなんとかこの範囲を拡大したいということで、新たに171の事務を追加するようなことを盛り込んだ法案を、先の通常国会に提案いたしました。1日も早く今回の臨時国会で成立してほしい

と願っているわけですが、来年8月になりますと、今度は住民票の写しの広域交付ということで、全国各地にいても自分の住民票が入手できるようになるということです。それからまた、住所変更した場合の転入転出の特例的な手続きも講じられます。また、あくまでも本人の申請によってですが、住民基本台帳カードというICカードが交付されて、これを使いたいという高度な住民サービスを行う手がかりができるということです。

住基システムは最近いろいろな問題を起こしておりますが、この意義について私見を述べたいと思います。

1つは、つい昨年まで全国の自治体を結ぶコンピューターネットワークが皆無に等しい状態の中で、今回、改正住基法という法律を根拠にして全国の自治体のネットワークが出来上がることです。

ただ、このネットワークを使って流す情報が非常に限定されたものなので、1日も早くその範囲を拡大する必要があると考えております。なぜこれまで自治体のネットワークづくりが遅れてきたか、その1つは、全国3,300近い自治体のうち2,200ほどの自治体に、個人情報保護条例という条例が制定されており、この4月には171自治体の条例に、オンライン接続禁止条項つまり当該地方公共団体のコンピュータ施設を、通信回線を用いて、国または他の地方公共団体と接続してはならない、ネットワークづくりを全面禁止する条項が含まれているからです。

この条項の趣旨は各自治体が取扱う個人情報が、ネットワークを通じてみだりに外部に漏洩しないようにということだと思います。その趣旨はわかりませんが、ネットワークづくりを全面禁止するというのは行き過ぎた措置ではないか。今日のインターネット、ネットワークという時代にあっては時代錯誤的な考え方によるわけであり、このような条項は1日も早く改正をしていただきたいと思います。

もう1つは、全国民を対象とした11桁の住民票コードができて、それを活用したネットワーク上の本人確認システムが出来上がる。これも非常に将来いろいろな可能性をもったシステムだと考えています。もちろん、すべての国民を対象とする個人コードができたからといって、いろいろな行政分野で使われている個人コード、一番典型的なものは年金番号です。これもすでに8,000万人近い人に、年金番号が付いていると思います。その他にパスポート、運転免許証、その他いろいろな行政分野でまちまちな個人コードが使われているのを全部止めて、新しくできた住民票コードに統一しようというのではございません。そうすると、まさに昭和47、8年頃に非常に大きな問題になりました国民総背番号制です。今の時代にそんなことをやったらそれこそ大混乱が起こって收拾がつかなくなるだろうと思います。

そういう意味で、今回の住民票コードはあくまでも行政分野における個人コードのワンストップに過ぎないわけでありますが、すべての国民を対象にしたコードができたということは、将来の使い方をいろいろ想定した場合に非常に大きな可能性を持っていると考えます。

わが国におきまして民間分野の個人情報の保護法制が極めて不備だということがございます。この個人コードは民間には一切出してはならない、民間もこれを基にしたデータベースを作ってはいけないと、非常に厳しい規制が課されておりますが、私はこの個人コードは将来むしろ民間でどんどん使っていただくことも今のうちから頭の片隅に入れておいていいと考えております。

例えば、将来わが国において、納税者番号制度を導入しようというような国民的なコンセンサスを得られれば、一番この納税者番号に向けたコードは住民票コードではないかと考えております。

次に住基システムの今後の課題について、2つばかり私見を述べさせていただきますが、1つは、住基システムを活用した対国民サービスの内容拡大ということです。旧自治省が改正住基法を国会に提案するにあたって、全国民を対象とする個人コード制を内容とした法案を国会に出すだけで、国会が荒れるのではないかと、おそらく相当心配されたと思います。従って、個人コードと全国のネットワークを使って、あれもやるこれもやると大風呂敷を広げたような法案を出したら、たちまちその法案は潰されてしまうという懸念をされたのだと思います。その意味では、さし当たり住基システムを活用したサービスの中身を非常に限定したものにして、しかも普通の立法例ですとサービスの対象は大体政令で決まるような話だと思いますが、特に個人情報保護ということ念頭におかれて法律の別表という形で限定列挙された法案が成立したわけです。サービスの中身を拡大することになりますと、改正住基法の再改正という話にもなるわけです。わが国の情勢からいって、非常にそれも難しい。しかし、市町村の執行機関は、「住民基本台帳カードを、条例の定めるところにより、条例に規定する目的のために利用することができる」という規定がございます。生活圈を共有するいくつかの市町村が広域的連携をし、住基カードにいろいろな情報を盛り込めるような条例を共同で作って、それを基に住民サービスの向上を図っていただく。こういう状況を、全国いたるところで立ち上げていただき、それを足がかりに将来の住基法再改正につなげていくというのが、1つの現実的な行き方だと考えております。自治体の方にはぜひそういったことをお願いしたいと思います。

この住基カードのそういった意味での独自利用ですが、例えば各種証明書の発行、公共施設の利用、



社会教育、保健・医療・福祉、公共施設の利用料の支払いに係るプリペイドサービス、商店街におけるポイントサービスなど、いろいろ考えられますので、ぜひこの住基カードの広域的で多目的な利用をお願いしたいということです。

レジュメに、ICカードの多目的利用に関する検討委員会（経済産業省）とありますが、これは1番最後にお話をさせていただきます。

もう1つの今後の課題は、民間を含めた個人情報保護法制の早期成立という問題です。何も個人情報保護法は、住基システムだけの問題ではありませんが、住基システムに関連して、個人情報保護法の問題が取りざたされておりますので、2つばかり最近の問題を取り上げて私見を述べさせていただきたいと思えます。

その1つは、去る8月5日に改正住基法が施行されたわけですが、その際に国の個人情報保護法案が成立していないからという理由で、住基システムに参加しない、あるいは脱退する自治体が、わずかですが出ました。この個人情報保護法案は、あくまでも個人情報の保護に関する基本法という性格の法案です。中身を見ますと、国や地方団体はそれぞれが取り扱っている個人情報については、別途法律や条令を作って、具体的な保護措置を講じる責務がある、ということが書かれております。従って国は取り扱っている個人情報の保護に関する法案を、また別途国会に出しているわけですが、ぜひすべての自治体にも個人情報の保護に関する条例を作っていただきたいと思えます。それでほとんどの問題が解決すると考えております。

個人情報保護法は実体的な中身は民間の取り扱っている、特に個人情報を処理する業者に対する規制法というものです。一方、住基システムプロパーの個人情報保護の問題については、改正住基法それ自

体の中に、住民票コードを民間で使ってはいけないという非常に厳しいいろいろな規制が加えられているわけです。このようにして、全体をひっくるめて考えますと、個人情報保護法案が成立していないから、住基システムに参加しないとか脱退するというのは、筋違いの考え方ではないかというわけです。

もう1つは、個人情報保護法案が成立したら、報道の自由が侵害されるおそれがあるとマスコミが非常に強い反対をしています。そのためまだ成立していないわけですが、これも遺憾千万な話です。

この個人情報保護法案は、具体的規制については、マスコミについてはすべて適用除外ということになっているわけです。マスコミに cab せられているのは、個人情報の取り扱いについて、どの分野も分け隔てなく適正にやりましょうという精神訓辞的な規定で、これはマスコミといえども外すわけにはいかないというだけですが、それでもなおかつ報道の自由が侵害されるなどと反対している。

この法案は、改正住基法の国会審議の過程において、わが国では民間分野の個人情報保護法制が極めて不備だということが大きな問題になり、そこで政府はこの法案を先の国会に出したわけですが、先程の事情で成立していません。もともと政府がこの個人情報保護法案を国会に出したのは、いずれわが国には必ずIT社会が到来する、その際に国民の皆さん方が安心してITの恩恵を受けられるようにということを念頭に置いたわけです。

今度はそのインフラを活用した行政サービスで、その1つが情報提供という問題ですが、ここでは1つだけ電子政府の総合窓口システムについてお話をさせていただきますと思います。

昨年の4月1日に、いわゆる情報公開法が施行されました。それと軌を一にして、総務省のホームページに、電子政府の総合窓口システムというポータルサイトが開設され、今運用されております。ポータルサイトですから、ここにアクセスをすればいろいろな省のホームページの中身を知ることができる。また自治体のホームページともリンクが張られているというものです。具体的な中身は、1つは総合案内クリアリンシステムというもので、各省が持つ行政情報の所在、入手方法の案内情報、もう1つは総合行政サービスシステムで、各省所管の行政手続きです。全部で許認可手続きだけでも1万3,000件ぐらいある、それらの手続きの窓口とどういう様式で手続きをするかという情報です。もう1つは総合行政文書ファイ

ル管理システムです。これはまさに情報公開法の対象になる行政文書です。各省がどういうものを持っているかのファイル目録の一覧表、そしてまた法令検索システムです。これはこれまで霞ヶ関WANという政府部内の閉じたネットワークを使って、政府職員だけが盛んに法令検索などをやっていたが、政府部内だけで使うのはもったいない、インターネットで国民の皆さん方にもどんどん使ってもらおうじゃないかということで、このシステムを加えています。

この他、自治体のシステムとしまして、地理情報クリアリングハウス、あるいは地域発見といったものともリンクが張られているわけですが、昨年の4月に開設以来、国民からのアクセスは、年末までの9カ月間で80万件、大体月に20万件ぐらいのアクセスということになります。これから行政手続きのオンライン化が本格化していけば、飛躍的にこの件数は増えていくだろうと考えております。

ここで皆様方をお願いしておきたいのは、1つはやはり電子自治体という以上、政府のこういった総合窓口システムなどを参考にして、ぜひ電子自治体の総合窓口システム、こういうポータルサイトを作っていただきたいということですが、問題はその作り方です。

政府のこの総合窓口システムは、あくまでもサービス提供者である役所側の論理でできているというふうに私は思っております。つまり各省縦割りの行政の中で、自分の役所の役割を前提にしたシステムになっているものですから、行政サービスを受けるお客さんとしての国民、住民の立場からの作りになっていません。従って非常に使いづらいという難点があるのではないかとということです。

要するに自分が病気になったり子供が産まれたり結婚したり、そういったいろんな人生の出来事に遭遇した場合に、役所との間でどういう関係が生じて、どこの窓口でどういうことをやればいいのか、という情報が、一番行政サービスのお客さんとしての国民住民に必要です。そういう点から言うと非常に使いづらい。

その点で非常に参考になるのは、北海道庁のホームページ「北海道人」です。これは、引越、結婚、誕生、あるいは健康保健、そういったメニューで作られています。非常に使いやすい素晴らしいホームページだと思っております。

それに関連して、昨年でしたか「アクセンチュア」という外資系の日本の会社が、情報先進国22カ国を対象にして、電子政府の実現度合いの実体調査をしましたが、なんと日本の順位は17位でした。これもつい9月でしたか、国連のある部局とアメリカの行政学会が共同で、190カ国あまりの国連加盟国を対象に同じような調査をいたしました。その結果わが国は

26位です。

なぜこんなに順位が低いのか、わが国の行政情報システムは、役所サイドの論理で作っている、国民の立場でできていないからです。従って、いわゆるカスタマーリレーションシップマネジメント、CRMという考え方から評価すると非常に順位が低くなります。その点の見直しを政府も今、やり始めていますが、もしこれから新しくこういったポータルサイトのようなものをお作りになる場合には、ぜひ住民サイドのシステムを作っていただきたいと思えます。

もう1つが、行政手続きのオンライン化という課題です。これは昨年の6月にアクション・プランができました。その時は国民と行政との間の許認可手続きが大体中心でした。これが去る7月に改訂をされました。今度は許認可以外の手続きも加える。具体的に申しますと、不服申し立て手続き、あるいは情報の縦覧・閲覧手続きなど、すべての手続きを加える。また国民と行政との間の手続きだけではなく、役所間の手続きも、例えば財務省の主計局、会計検査院、人事院と人事管理、財務会計管理のいろいろなことに関連して、各省との間で協議、届け出、報告などいろいろな手続きがございます。それらすべてを加えると、わが国で5万2287件の手続きと呼ばれるものがある、その83%を来年度中にオンラインでできるようにするのが、今回の新しいアクション・プランです。

ところで、その行政手続きのオンライン化を進めるということになりますと、一番大きな課題が認証システムの整備という問題です。これは現在の行政手続きが、当事者本人が役所の窓口に出頭して、対面の上で、しかも紙の書類をもとに手続きを進めるものですから、そこで相手方がお互いに本人なのかどうか、そこでやりとりする書面は本当に本人の意思に基づいて作成され、かつ中身が改竄されていないかということとはあまり問題にはなりません。今度は相手の見えない遠く離れたところでネットワークを通じて手続きを進めるということになりますと、本当にそのネットワークの相手方が当該本人なのかどうか、送られてきた電子文書の中身が真正なものが問題になるわけですし、それを公正な第三者に証明してもらうという仕組みが必要になります。この手続きを認証システムと呼んでいるわけですが、わが国におきましてはこの認証システムとして、今は世界的にも広く取り上げられてきております公開鍵暗号方式を使った認証システム「パブリック・キー・インフラストラクチャー」というPKI方式を導入するということが作業が進められております。

これは、数学的な意味でペアの関係にある（対をなす）2種類の鍵、物理的な鍵ではなく、膨大な桁数

の数字だと思っていただいてもよろしいわけですが、その2種類の鍵を用意して、一方の鍵を公開鍵ということにして、これを認証局に登録しておいて、そしてデジタル署名を複合化する際に使う本人の公開鍵が当該本人のものに間違いはないかどうかという証明書を認証局から発行してもらって、いわゆる印鑑登録証明書にあたるわけですが、それを一緒にくっつけて送る。また、他方の鍵を秘密鍵ということにして、これは実は自分のデジタル署名を作るときに使うわけですが、それを秘密鍵ということにして、厳重に本人が保管して使います。

そして実際にどういう整備が行われてきているかですが、行政手続きにしてもその他の手続きにしても、実は2つの立場の認証システムを作る必要があります。その1つは申請者側の認証システムというものです。これは許認可の申請者が当該本人なのかどうか、その許認可の申請書に使う本人のデジタル署名は本当にその人のものに間違いはないかどうか。そういうことを証明する申請者サイド、住民サイドの認証システムが必要になります。申請者が企業である場合、1つは商業登記制度に基礎をおく電子認証制度というのが、一昨年の10月にスタートしています。これを使うということも考えられます。

もう1つは申請者が企業である場合に、電子署名認証業務法という法律が昨年の4月に施行されております。これに基づく民間の認証システムを使うということも考えられます。

申請者が個人である場合は、1つは今の電子署名法に基づく民間の認証システムを使うということも考えられますが、もう1つは地方公共団体が認証局になって、管内の住民を対象にした公的な個人認証のシステムを作る、そういうことを総務省で考えました。これに関する法案が今の国会に出ているわけですが、まだ今継続審議中ということです。これが成立すれば、自治体が認証局になって認証出来ます。

もう1つの立場の認証システムは、行政サイドの認証システムというものです。これは今とはまったく逆に、許認可の申請書を受け付けた役所、大臣、局長、部長、課長、都道府県知事、県の部長・課長、市町村長など、許認可の処分権限を持った人がその申請書の中身を審査して、許可するか不許可にするかの処分をします。その処分、不許可の処分通知をネットワークで申請者に送る場合に、本当にその権限のある人が発信した許可、不許可の処分通知なのかどうかということ、今度は役所側が証明します。そういう仕組みが必要になるわけです。

政府はこれについては、各省が認証局を作って、そこが認証するという考え方を基本的にとることにしていますが、各省の認証局はかなりの数のものがあります。その相互の関係をどう考えたらいいのか、また役所の認証局が認証するといっても、その真正

性を最終的に一体誰が担保にしてくれるかという問題があります。そこで、各省の認証局がお互いに相手方の認証結果が信頼できるかどうかをあらかじめ確認しておいて、信頼できるということであれば、相互認証の証明書を交換しておこうじゃないかという仕組みを取ることにしております。

しかし一口に相互認証と言いましても、認証局の数が一定の数に達すると、その相互の組み合わせが非常に膨大なものになります。例えば認証局が10局あれば、数学的に45通りの組み合わせができる。これでは煩雑ですので、ブリッジ認証局というものを作って、一般の認証局がそのブリッジ認証局との間で相互認証すれば、すべての組み合わせで認証したのと同じ効果を持つようにする、そういうブリッジ認証局を行政の分野では総務省が作るということで、これは実は私ども研究所が総務省の委託を受けて、昨年の4月に立ち上げて運用しております。また各省の個別認証局のうち、総務、経済産業、国土交通の3省の認証局がすでに動いております。今、その他の省が今年度いっぱいを目途に最終の認証局作りに汗をかいているという状況です。

地方公共団体も、もちろん行政サイドの認証局を作る必要がございます。これについてはできるだけLGWAN設備を有効に活用する方向で構築するということですが、LGWANはもともと全国の自治体ネットワークを使って、自治体間の公文書の交換をするというのが非常に大きな狙いですが、その際、どの自治体が発信した公文書なのかということを確認するLGWAN上の認証局というものを必要がございます。その認証局を対住民サービスの面においてもできるだけ活用しようじゃないかということです。しかし、LGWANというクローズドなネットワーク上の話、しかも利用者が地方公共団体です。かたや住民サイドの認証局というのは、インターネットというオープンなネットワーク上の話であり、利用者は一般住民です。従って、LGWANの設備だけではちょっと足りない。そういうことで、ディレトリサーバとか、証明書の検証サーバを、インターネット側にももう一つ作る、そういうことで今構築が進められております。

もう1つは調達手続の電子化です。端的に申しますと、平成15年度までにオンラインで調達ができるようにするということと、特に公共事業につきましては、CALS/EC、つまり公共事業のライフサイクルを通じて発生する膨大なデータをすべて電子化し、関係者間で共有し、電子データを交換する。そういうことを通じて事業の効率化を図ることを狙いにしたCALS/ECというシステム、これを作るようになっておまして、平成16年度から国土交通省がまずモデル的に入れるということです。

次が歳入歳出手続きの電子化です。レジュメでは、

今、関係省の間で検討が進められておりまして、そこでの叩き台として、財務省が作った手数料の電子納付システムのイメージを書いております。この中で、特にレジメ右下の楕円形のラインが出てまいります。これがマルチペイメント・ネットワークと言われるネットワークですが、このマルチペイメント・ネットワークとは、公共料金、地方公金、国庫金、そういった金融機関で取り扱ういろいろな収納金、この電子化のためのシステムです。従って、地方の公金も国庫金と同じようなシステムで将来運用することを前提にした検討が行われているということです。

もう一つは電子機器利用による選挙システム。これは時間の都合で割愛させていただきます。

最後に一つ、行政の事務・事業の情報化です。特に中央省庁の場合には、行政事務のペーパーレス化ということで、人事、会計、総務、いろいろな内部管理、そういった部門の徹底的なペーパーレス化があります。これを3か年かけてやるということで取り組みが行われていて、去る7月、2年目が終了した時点での成果が公表されました。この基本メニューのうち、24%完全電子化が実現し、57%について今電子化が進められつつある。残り19%はこれから取り組むというのが、2年目の成果でございます。

その他として、IT装備都市ATGを基盤としたコミュニティ連携を推進するデータセンターに関する研究開発・実証事業（経済産業省）CDC委員会というのが出てまいります。今日のフェアの実行事務局を務めておられるニューメディア開発協会が、経済産業省の委託を受けて「ICカードの普及等によるIT装備都市研究事業」というものを昨年おやりになりました。このときに検討委員会ができて、私はたまたま座長役を仰せつかっていたわけですが、今度はその成果を踏まえて地域の情報化の、あるいは活性化の拠点としての期待が持たれるCDC、コミュ

ニティデータセンター、これについて担うべき役割、果たすべき機能、提供すべきサービス、あるいはCDCの運営のあり方、こういった点について、来年の3月頃までに全国5つの地域を対象にした、いろいろな実証実験の結果を踏まえて結論を出そうじゃないかということで、今検討しているわけです。このCDCは、非常に大きな将来の期待が持てるセンターですので、ぜひ立派な報告をまとめたいと考えております。大分県におきましても、既にそういうものができたということでして、非常に期待をしているところです。

以上で大体今日のお話を終わらせていただきます。最後に一言だけ付け加えさせていただきます。今後e-Japan重点計画などに基づきまして、どんどんブロードバンド化が進んでいきます。今年の情報化月間のテーマにもございますように、ユビキタスという環境がいずれ到来してくるのではないかと思います。その時の電子政府、電子自治体のあり方、あるいはそこに行くまでの過程、そしてまたそういった電子政府、電子自治体がユビキタス環境の中で実現した場合に、一体どういう問題が出てくるのか、そのようなことを今、私の研究所で研究会を作って議論しております。現在はe-Japanということはいわれませんが、私はu-Japan、ユビキタスジャパン、あるいは日本でもe-Governmentというふうに言われていますが、ユビキタスガバメン、そのあり方、そういったことについて現在研究しております。いずれ近く公表させていただきたいと考えているわけでございます。今日はいろいろご質問をお受けする時間が作れませんでしたけれども、事務局を通じてどんなことでも結構ですから、ご意見ご質問をお寄せいただければ大変幸せでございます。どうも長時間のご静聴ありがとうございました。（拍手）  
（文責：実行事務局）